

関係人口としての市外フリーランスの誘致事業業務委託
公募型提案審査随意契約（プロポーザル）募集要領

令和4年9月

指宿市総務部市長公室

1. 目的

地域や地域の人々と多様に関わるフリーランス等の「関係人口」の創出・拡大を図り、地域の活性化と地域課題の解決、将来的な移住につなげることを目的とする。また、「関係人口」と「関わりしろ」を見える化することにより、将来において持続的に「関わる」「関われる」仕組みを構築するとともに、その仕組みに必要な知見を、実践を通じ取得し、検証するものとする。

2. 業務概要

(1) 事業名

関係人口としての市外フリーランスの誘致事業業務委託

(2) 業務内容

別途仕様書の通りとする。

3. 事務局

本業務のプロポーザルを実施するにあたり、必要な事務は以下において所掌する。

〒891-0497 鹿児島県指宿市十町 2424 番地

指宿市総務部市長公室政策推進係

TEL : 0993-22-2111

FAX : 0993-24-3826

メール : koshitsu@city.ibusuki.jp

4. 提案上限額

4,400,000 円以内（消費税および地方消費税を含む）

※上記金額を超える場合は、失格とするので、留意すること。

5. 履行期間

契約締結の日から令和5年3月15日（水）まで

6. スケジュール

(1) 公募要項の公表	令和4年9月6日（火）
(2) 参加表明書提出期限	令和4年9月20日（火）
(3) 質問の受付締切	令和4年9月22日（木）
(4) 質問に対する最終回答	令和4年9月27日（火）
(5) 企画提案書提出締切	令和4年10月4日（火）
(6) プロポーザル及び審査	令和4年10月13日（木）
(7) 最終審査結果の通知	令和4年10月中旬
(8) 契約締結	令和4年10月中旬

7. 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 国税又は地方税を滞納していないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 参加申込時点において国又は地方公共団体等の指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続きの開始の申立及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者。
- (5) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、適切執行体制を有していること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (7) 参加をしようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号）第 2 条及び指宿市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

8. 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和 4 年 9 月 20 日（火）午後 5 時（閉庁日を除く）
- (2) 提出書類 参加表明書（様式 1）
- (3) 提出方法 持参又は郵送。なお、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

9. 質問書の提出及び回答

(1) 質問書の提出

- (ア) 提出期限 令和 4 年 9 月 22 日（木）午後 5 時
- (イ) 提出書類 質問書（様式 2）
- (ウ) 提出方法 電子メールにて送付すること。
- (エ) 提出先 koshitsu@city.ibusuki.jp

(2) 質問への回答

- (ア) 回答期限 令和 4 年 9 月 27 日（火）午後 5 時
- (イ) 回答方法 参加の意思確認を行ったすべての業者にメールにて回答する。

10. 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和 4 年 10 月 4 日（火）午後 5 時
- (2) 提出書類
 - (ア) 「令和 4・5 年度指宿市競争入札参加資格者名簿」に登録のある業者

	書類	部数	様式
①	誓約書	正本 1 部	様式 3
②	会社概要	正本 1 部	様式 4
③	事業実施体制	正本 1 部	様式 5
④	企画提案書記載事項確認書	正本 1 部	様式 6
⑤	企画提案書	正本 1 部, 副本 8 部	様式不問
⑥	類似事業実績書	正本 1 部	様式 7
⑦	見積書	正本 1 部	様式 8

※正本については、届出印を押印すること。

(イ)「令和 4・5 年度指宿市競争入札参加資格者名簿」に登録のない業者
該当する参加者は、前項の書類に加えて次の書類も併せて提出してください。会社設立 1 年未満の場合で、次の書類を提出できない時は、その旨を記載した理由書を提出してください（様式不問）。

	書類	部数	注意点
①	登記簿謄本（写し可）	1 部	※ 3 カ月以内に発行された最新のものを提出すること。 ※ 個人の場合は代表者身分証明書の写しで可。
②	市町村税等に関する納税証明書（写し可）	1 部	※ 本店等分及び支店等分の双方を提出すること。 ※ 市町村税等とは、市町村税全般（市民税、固定資産税、軽自動車税等）東京都の特別税区にあたっては都税となる。 ※ 「市町村税に滞納がない」旨を記載した証明書が発行できない場合は、直前 2 年度決算分に係る納税証明書を提出すること。
③	消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）	1 部	※ 納税者のみ提出すること。 ※ 課税事業者は、3 カ月以内に発行された最新のものを提出すること。 ※ 法人の場合は、「その 3」または「その 3 の 3」、個人の場合は「その 3」または「その 3 の 2」。
④	財務諸表または確定申告書の写し	1 部	※ 法人の場合は、財務諸表の写し、個人の場合は確定申告書の写しとする。 ※ 最新のものを提出すること。
⑤	暴力団排除に関する誓約書	1 部	※ 様式 9 を提出すること。

(3) 提出物について

(ア) 企画提案書

企画提案書は、関係人口創出・拡大プロジェクト業務について記載することとし、下記の項目番号に従い記載すべき事項内容に基づいて作成すること。なお、要件を満たさない内容、または、より良い提案がある場合は、その差異を明記すること。企画提案書の枚数に制限は設けない。企画提案書のサイズは日本工業規格A4縦型（一部A3版資料折込使用可）とし、任意書式にて作成すること。

	項目	記載すべき事項
①	会社概要	会社概要、自治体における実績について、以下の点を踏まえて記述すること。 ①会社概要、経営状況 ②提案内容と同様または類似の過去3年間の業務実績
②	構築体制 実施スケジュール	①本業務の構築体制について、記載すること。 ②実施スケジュールを明確にすること。
③	本業務に関する基本的な考え方	本業務の受託に関する基本的な考え方及び具体的な取り組み方針について、本業務への基本方針、コンセプト、効果について記載すること。 ①基本的な考え方、事業への理解 ②基本方針、コンセプト、効果
④	関係人口の掘り起こし	イベントのテーマ設定、集客に工夫・能力が見られるか。
⑤	地域や関係団体等とのマッチング	マッチングや受け入れ体制づくりについて、工夫・能力が見られるか。
		体験ツアーの企画内容に、工夫・能力が見られるか。
⑥	関係人口と関わりしろの見える化	「関係人口」を定義し、「関係人口」の「見える化」の方法について、具体的な提案・工夫が見られるか。
⑦	関係人口に関するデータベース作成	具体的な作成方法や目標数値を示すなど積極的な姿勢が見られるか。
		データベース作成は、個人情報保護に配慮されたうえで、分類等しやすい工夫が見られるか。
⑧	持続的な仕組みをつくる提案に向けた工夫	持続的に「関わる」「関われる」仕組みづくりの提案に向け、工夫が見られるか。
⑨	独自の提案・工夫	成果を高めるための独自の提案・工夫が見られるか。

(イ) 見積書

本業務の一式についての見積りを、様式8へ記載し提出すること。
消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積金額には消費税額10%を加算すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送。なお、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

11. 選定の方法

(1) 概要

事業者から提出された提案内容について、本市職員や関係機関で構成する審査委員会を開催し、公正・公平な審査により優先交渉権者及び次点の者を決定する。審査委員会は非公開とし、審査内容及び審査委員に関する情報は一切公表せず、決定した内容についての不服・異議申し立ては一切認めないものとする。

(2) 審査方法

審査方法はプレゼンテーション及び質疑応答を実施することとし、1業者、100点満点として審査・採点を行い、全審査委員の審査項目における得点の総和が最も高かった者を優先交渉権者、第2位を次順位交渉権者とする。

なお、プレゼンテーションにおいては、パワーポイントの使用を認める。

(ア) 実施日（予定）

令和4年10月13日（木）※詳細な日時については別途通知による。

(イ) 実施場所（予定）

指宿市役所北側別館講堂

(ウ) 使用機材

パソコン及び外部ネットワーク接続（インターネット）環境は確保しないので、提案者において必要な機材を準備すること（プロジェクター、スクリーン、マイクは指宿市が準備する）。

(エ) 時間配分

プレゼンテーションの実施時間は25分程度とする。

- ・準備 5分以内
- ・プレゼンテーション 15分以内
- ・質疑応答 5分以内

(オ) 参加者

プレゼンテーションは、原則として、実施体制の責任者またはリーダーが行うこととし、同席できるのは2名までとする（計3名まで）。

(カ) その他

参加者が1社の場合においても審査を実施するものとし、その場合総合評価点が70%以上でなければ交渉権者として認めないものとする。新型コロナウイルス感染症拡大により、対面でのプレゼンテーション審査の実施が困難な場合は、オンラインによるプレゼンテーション審

査又は、プレゼンテーション映像の提出をお願いする場合がありますので、プレゼンテーション審査の開催の有無及び方法については、応募者に通知する。

(3) 優先交渉権者の決定

市は、審査委員会の審査結果に基づき、優先交渉権者と次順位交渉権者を決定し、各提案者あてに書面により結果の通知を行うこととする。なお、審査内容や結果に対する質問や異議については、一切受け付けないこととする。

(4) 優先交渉権者との協議

市は、優先交渉権者と、提出された提案書等をもとに具体的な条件等の合意に向けた協議を行う。なお、優先交渉権者との協議が整わない場合や優先交渉権者が「12. その他事項(7)」に該当した場合には、市は優先交渉権者との協議を打ち切り、次順位交渉権者と交渉するものとする。

(5) 契約締結

市と優先交渉権者は、提出された提案書等をもとに、本業務委託に関する具体的な条件等の合意に至った場合は、契約の締結を行うこととする。

12. その他事項

その他事項は次のとおりとする。

- (1) 提出された書類は、返却しないこととする。
- (2) 審査の方法や審査結果に関する不服申立て、及び審査委員会での審査の内容についての問い合わせは一切受け付けない。
- (3) 応募の辞退をする場合には、「辞退届」を提出すること(様式10)。
- (4) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するために公表することがある。
- (5) 本業務へ参加するために要した一切の費用は、参加者の負担とする。
- (6) 上記のほか、本市から、当該業務の遂行に関する書類の提出を求められた場合は、受託者は速やかに書類の提出に応じること。
- (7) 次のいずれかに該当する参加者は、無効とする。
 - (ア) 実施要領等に示した参加者に必要な資格のない者が行った応募
 - (イ) 企画提案参加申込書等に虚偽の記載をした者が行った応募
 - (ウ) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募
 - (エ) その他実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した応募
- (8) 本要領に定めのない事項ならびに疑義が生じた場合は、事務局及び審査委員会等において協議し、決定するものとする。